

# 国立大学法人小樽商科大学における共同研究及び受託研究受入審査委員会要項

(平成16年7月14日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人共同研究規程第5条第3項及び国立大学法人小樽商科大学受託研究規程第4条第3項に規定する受入審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、共同研究及び受託研究の受入れにあたり、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 研究担当者
- (2) 研究内容
- (3) 研究に要する経費
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長）
- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、1年とする。

2 前条の委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

附 則

この要項は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月8日から施行し、平成26年10月1日から適用する。